



平成 20 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ネット マ ー ク ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 橋 純
(コード番号:3713 東証第二部)

問 合 せ 先 マーケットコミュニケーション部長 豊田昌富
(TEL:03 - 3423 - 3291)

債務超過解消による猶予期間の解除のお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月期決算において債務超過となり、東京証券取引所の有価証券上場規程第 601 条第 5 号に該当し、債務超過に係る猶予期間銘柄となりましたが、本日、有価証券報告書を関東財務局に提出した結果、平成 20 年 3 月期において債務超過を解消したことにより、猶予期間入り銘柄から解除されましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象となる法定開示書類

有価証券報告書(自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)

2. 債務超過解消に至った経緯

当社は平成 19 年 3 月期において連結ベースで債務超過の状況に陥り、この状況を解消すべく、経営の効率化、案件の選択と集中による利益率改善施策を実施し、また、平成 20 年 2 月 16 日を払込期日とした第三者割当による新株式発行(払込金額 1 株につき 16,660 円、払込総額 1,499,999,760 円)を実施した結果、財政状態が改善されたこと等により、平成 20 年 3 月期において債務超過を解消いたしました。

3. 今後の見通し

当社は、現在実行中の NEP10(Netmarks Evolution Plan 2010)に基づき、経営基盤の強化に向けた施策および注力分野へのリソースシフトをさらに実施してまいります。

なお、平成 21 年 3 月期の業績予想につきましては、平成 20 年 5 月 9 日に開示いたしました「平成 20 年 3 月期決算短信」に記載のとおりであります。

以上